

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。(令和2年8月1日～令和3年7月31日時点)

1.労働者派遣法の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	①派遣労働者の料金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
120	23	¥16,977	¥12,553	26.1%

※マージン率とは
派遣先より株式会社ワーブルに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

《マージンに含まれる費用》

社会保険料		健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労働災害保険などの事業主負担分
福利厚生費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません) 作業服や作業具費。資格取得費用。派遣従業員用寮の入寮初期費用
会社運営費用	健康診断費用	一般健康診断及び特定健康診断・生活習慣病健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用(求人誌及びインターネット等) 現地面接等における会場費・交通費等
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する労務費用全般 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業担当者等の人件費及び活動費・法廷手続費用・オフィス賃貸料 通信費・光熱費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益

2.教育訓練に関する事項

- ・安全衛生教育
- ・個人情報保護に関する教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム基礎教育
- ・職長教育
- ・危険予知トレーニング
- ・フォークリフト技能
- ・玉掛け技能
- ・アーク溶接特別教育
- ・クレーン(5t未満)
- ・キャリアアップ計画における教育(e-ラーニング)
- ・一般救命救急訓練
- ・交通安全教育の参加等

3.派遣料金について

派遣料金については、派遣先により多少の違いはありますが、一番多くを占めるのが派遣従業員の給与で、料金総額の約70%程度です。次いで事業主負担分の保険料金が約10%程度となります。
また、派遣従業員の方が有給を取得する際の休暇期間については派遣先に料金請求できませんが、派遣会社は雇用主としての賃金支払いが生じる為、その引き当て分としての費用が含まれています。
その他上記の表に示した費用を差し引いた残り約2.0%程度が営業利益となります。

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (原則、労働者派遣契約法に基づき派遣就業する全派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 5年 3月 31日)

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※一部の職種、地域に関して労働者の雇用継続を第一の目的とし派遣先均衡均等を賃金決定方式を選択しています。

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

・実施主体が当社となる内容

対象	種別	方法	費用	賃金	
新規採用者	・入職時教育	OFF-JT	無償	有給	
製造業務 (日本語)	1年目	・ヒューマンスキル講座 ・ものづくり初級	OFF-JT	無償	有給
	2年目	・現場リーダー教育初級 ・ものづくり中級	OFF-JT	無償	有給
	3年目	・office2013 Excel初級 I ・ものづくり上級	OFF-JT	無償	有給
	4年目	・現場リーダー【中級】 ・現場リーダー【上級】	OFF-JT	無償	有給
事務系業務 (日本語)	1年目	・ヒューマンスキル講座 ・ビジネスマナー ・office2013 Excel初級	OFF-JT	無償	有給
	2年目	・office2013 Excel初級 II ・ビジネスマナー ・コーチング講座	OFF-JT	無償	有給
	3年目	・office2013 Excel中級 I ・office2013 Word初級 I	OFF-JT	無償	有給
	4年目	・PPT基礎講座 ・個人情報セキュリティ講座 ・個人情報取り扱い講座	OFF-JT	無償	有給
製造業務 (英語) (ポルトガル語)	1年目	・ヒューマンスキル講座 I ・ヒューマンスキル講座 II	OFF-JT	無償	有給
	2年目	・ものづくり【初級】 I・II ・品質管理【初級】 I・II	OFF-JT	無償	有給
	3年目	・ものづくり【中級】 I・II ・現場リーダー【初級】 I・II	OFF-JT	無償	有給
	4年目	・office2013 Excel基礎 I ・office2013 Excel基礎 II	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 管理部 中島 電話番号 0463-24-5909

6. その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・福利厚生等 社会保険(健康保険・厚生年金保険)、労働保険(雇用保険・労災保険)
- ・定期健康診断の実施、特定健康診断の実施、ストレスチェックの実施
- ・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、休業補償、慶弔金
- ・通勤手当支給
- ・資格取得支援
- ・個人情報保護に関する教育 ・ビジネスマナー教育
- ・職長教育 ・危険予知トレーニング ・フォークリフト技能教育
- ・キャリアアップ計画における教育(e-ラーニング)
- ・一般救命救急訓練、交通安全教育の参加等

事業所名 株式会社ワープル

許可番号 派14-300945

ご参考

■ 派遣料金の仕組み

派遣料金の仕組みの詳細につきましては、一般社団法人日本人材派遣協会のサイト

<http://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html> をご覧ください。

■ マージン率について

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣料金の平均額（1日8時間あたりの額）} - \text{派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）}} \times 100$$

労働者派遣法改正に伴うご案内

■ 2020年4月1日施行。雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、労働者派遣法が改正されました。改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとされました。

弊社は「労使協定方式」により、派遣スタッフの皆さまの賃金及び賃金以外の待遇を決定します。

「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

※一部の職種、地域に関して労働者の雇用継続を第一の目的とし派遣先均等均衡等を賃金決定方式を選択しています。

詳細は厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレットをご確認ください。

派遣先の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497032.pdf>

労働者派遣法改正の概要「同一賃金同一労働」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000594487.pdf>

弊社の取り扱う職種は以下の資料を参照ください。（2022年4月から適用）

ワープル適用職種と地域

職業安定業務統計より職種選定

適用地域

適用		職業	適用		職業
大	中/小	分類項目	大	中/小	分類項目
B	162	福祉施設指導専門員	H	569	その他の製品製造等
B	211	著述家	H	571	一般機械器具組立工
C	251	総務事務員	H	572	電気機械組立工
C	256	電話応接事務員	H	582	束線工
C	257	総合事務員	H	583	電子機器部品組立工
C	27	生産関連事務員	H	585	輸送用機械器具組立工
C	281	営業・販売事務員	H	62	製品検査（金属除く）
H	507	印刷・製本設備制御・監視員	H	629	その他の製品検査の職業
H	509	その他の生産設備制御・監視の職業	H	641	塗装工
H	532	鉄工、製缶工	I	684	フォークリフト運転作業員
H	533	板金工	J	72	電気工事の職業
H	536	金属製品製造工	K	75	運搬の職業
H	537	金属溶接・溶断工	K	753	陸上荷役・運搬作業員
H	54	製品製造・加工処理	K	76	清掃の職業
H	551	食肉加工品製造工	K	771	製品包装作業員
H	563	印刷・製本作業員	K	781	選別作業員
H	564	ゴム製品製造工	K	789	その他の運搬等の職業

府中計
平塚計
小田原計
藤沢計
相模原計
厚木計
松田計
川崎北計
港北計
大和計